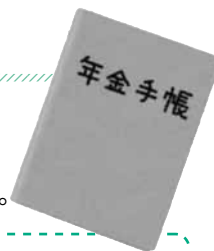


国民年金 ～こんなときはかならず届出を～



国民年金は、20歳～60歳の日本に住むすべての方が加入する制度です。
厚生年金に加入している方が会社などを退職したときは、手続きが必要になります。
届出が遅れると、将来、年金を受給できない場合があります。忘れずに届出をしましょう。

◆国民年金の加入者は3種類

- 第1号被保険者 … 20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方
- 第2号被保険者 … 民間会社や公務員など、厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者 … 厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万未満）の方

◆手続きが必要な場合

どんなとき	どうする	届出先
民間会社などを退職したとき	・ 国民年金への加入手続き ・ 扶養されている配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き	市民窓口グループ
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	・ 第3号被保険者への変更手続き	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	・ 第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き	市民窓口グループ
年金手帳をなくしたとき	・ 再交付の手続き	・ 第1号被保険者 市民窓口グループ ・ 第3号被保険者 配偶者の勤務先
口座振替を開始・変更するとき	・ 口座振替納付（変更）申出書の提出	口座のある金融機関
納付書を紛失したとき	・ 納付書再発行の手続き	刈谷年金事務所
保険料を納めることが困難なとき	・ 保険料免除の手続き	市民窓口グループ
学生で保険料を納めることが困難なとき	・ 学生納付特例の手続き	市民窓口グループ
50歳未満で保険料を納めることが困難なとき	・ 納付猶予の手続き	市民窓口グループ
65歳になったとき	・ 老齢基礎年金の請求	市民窓口グループ （第1号被保険者の期間のみ加入の方）

※このほかにも手続きが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 ・ 市民窓口グループ ☎52-1111（内線216）
・ 刈谷年金事務所 国民年金課 ☎21-2159